

教 指 第 1 5 1 6 号  
平成16年(2004年)1月21日

各公立高等学校長 様

山口県教育庁指導課長

### 懲戒処分の適正手続き等について（通知）

平素から、生徒指導の充実に向け御尽力をいただき、ありがとうございます。

さて、昨年度来、生徒の問題行動後の懲戒処分の在り方について、全国的に教育的な配慮に基づいた適正な手続きを求める声が高まっております。

については、下記及び別紙を参考にし、懲戒処分の適正な運用や手続きについてあらためて確認するとともに、今後とも、生徒を安易に指導から切り離すことのないよう十分な配慮をお願いします。

さらに、生徒指導の推進については、生徒の入学時の夢を叶え、自己実現を支援する観点に立ち、生徒・保護者との信頼関係を基盤とし、充実した教育活動が全教職員によって行われるよう一層の配意をお願いします。

おって、必要に応じて懲戒処分に関する校内規定の見直しをお願いします。

### 記

#### 1 基本的な考え方

- (1) 学校における退学、停学及び訓告の懲戒処分は、真に教育的配慮をもって慎重かつ的確に行われなければならないが、その際には、当該生徒等から事情や意見をよく聴く機会をもつなど生徒等の個々の状況に十分留意し、その措置が単なる制裁にとどまることなく真に教育的効果をもつものとなるよう配慮すること。
- (2) 退学処分は生徒の身分を剥奪する重大な措置であるから、問題行動後に懲戒処分としての退学及び自主退学を勧告をする場合には、その決定の前に、教育的な指導・助言が何度も繰り返し施され、保護者とも緊密な連携を図り指導を行っても、なお、改善の見込みがなく、教育上真にやむを得ないと認められる場合に限り決定すべきであること。  
特に、入学後の初めての問題行動については、大きな問題行動であっても、安易に指導から切り離すことのないよう十分に配慮すること。
- (3) 退学を考えざるを得ない場合は、要件として「学校教育法施行規則第十三条〔懲戒〕」を踏まえること。

### 【学校教育法施行規則第十三条〔懲戒〕】

校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当っては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

② 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。

③ 前項の退学は、(中略) 次の各号の一に該当する児童等に対して行うことができる。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

三 正当の理由なくして出席常でない者

四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

## 2 懲戒処分規定の整備等

(1) 懲戒処分の校内規定については、社会通念に照らして合理的かつ具体的な基準を設けるとともに、必要に応じて見直すこと。

また、慎重かつ適正な運用がなされるよう十分な配慮をすること。

(2) 懲戒の趣旨や懲戒処分に関する校内規定について、生徒・保護者に周知するとともに、生徒指導に関する基本方針や校則等について適切な機会をとらえて説明し、生徒・保護者の適切な理解を促すこと。

## 3 懲戒処分の適正手続きの手順等

(1) 懲戒処分の手続きに当たっては、生徒の学習を受ける権利に配慮するとともに、生徒・保護者に対する問題行動の事実確認や意見・弁明の機会を確保すること。

また、事実関係を調査・確認する際は、生徒の人権に配慮した適切な対応をすること。

(2) 懲戒処分を決定する際は、職員会議において、問題行動の事実関係、当該生徒・保護者の意見や弁明の内容、これまでの指導の過程や内容について教職員全体で詳細に検討すること。

また、審議過程においても必要に応じて再度の事情聴取や意見聴取を行うこと。

その上で、懲戒処分規定に照らし、真に教育的な指導となるよう、立ち直りの可能性を最大限に考慮した上で、校長が判断し最終決定すること。

なお、退学の場合にあっても、十分な審議を経た上で決定すること。

(3) 懲戒処分の通告に当たっては、学校が認定した事実関係や処分決定理由について、生徒・保護者に対して十分説明するとともに、その決定に対する意見表明の機会を確保すること。

また、その意見について、必要であれば、再度、職員会議等で審議すること。

#### 4 懲戒処分申し渡しの在り方

- (1) 生徒、保護者を、長時間立たせたまま一方的な申し渡しを行うことは慎むこと。
- (2) 申し渡し例としては、応接室等を使い、停学処分等を申し渡す際は、起立して宣告するが、その他の氏名確認、本人・保護者への事実確認、本人・保護者の弁明及び意見表明、学校の処分や今後の指導に関する説明等については、学校、生徒、保護者ともに着席した状態で指導及び話し合いを進めるなどが考えられる。  
なお、その際、本人・保護者の悩みや不安も受け止め、相談や助言等を行うこと。
- (3) 停学解除においても同様であり、十分な時間をかけて本人・保護者の指導等を行うこと。

#### 5 その他

- (1) 懲戒のうち、退学、停学及び訓告を「処分としての懲戒」と呼び、校長、教員が行うことのできる叱責などの「事実行為としての懲戒」と区別している。  
また、いかなる場合も体罰を加えることはできない。
- (2) 教員等への暴言等がある生徒について、生徒指導主任段階での十分な指導によってもなお改善されない場合は、校長訓戒を繰り返すなど段階を追って何度も指導し、粘り強く本人の成長を促すこと。
- (3) 問題行動を起こした際に、懲戒処分を行う前に一旦自宅謹慎をさせ、本人の学校を続ける意思を確認するなどの突き放した指導は、生徒・保護者との信頼関係を著しく損なうことから、厳に慎むこと。
- (4) 上記について全教職員が十分に共通理解するとともに、生徒の問題行動の未然防止に向けて、魅力のある学校、居場所のある学級づくりを進め、学校の教育活動全体を通じて、教職員が一致協力して、生徒の社会性や豊かな人間性を育成する共感的な指導を行うこと。

指 導 課 生 徒 指 導 班
--------------------

(別紙)

## 懲戒処分の適正な手続き及び指導の手順について

	学校の指導等の流れ	留意点等
校内規定の整備	校内規定の整備・見直し	○ <u>職員会議等で十分な検討を行い、社会通念に照らして合理的かつ具体的な基準を設け、必要に応じて見直す。</u>
	校内規定の周知・説明等	○生徒・保護者に対して、懲戒の趣旨や懲戒処分に関する校内規定について内容の周知を図る。 ○生徒・保護者に対して、機会をとらえ生徒指導の方針や校則等について説明し、理解を促す。
問題行動発生後の対応	事実確認 ・当該生徒、関係生徒から事情を聞き、事実確認を行う。 ・当該生徒、保護者同席の上で、再度事実確認をする。	○問題行動以前の指導経過について確認をする。 ○生徒に対する事実関係の確認及び指導を行うとともに、本人からの意見・弁明を聴く。 ○生徒が逮捕された場合は、警察等と連携をし、対応する。 ○事実が一旦確定した後に、保護者への事実関係の説明及び確認を行うとともに意見・弁明を聴く。
	職員会議の開催 ・職員会議を開催し、処分及び指導内容を校長が決定する。	○教職員全体で十分な討議をし、校長が決定する。 ○ <u>立ち直りの可能性を最大限に考慮する。</u> ○必要に応じて、再度の事情聴取や意見聴取を行う。 ○この段階で、 <u>長期に渡って家庭に待機させるなど、処分が決定するまでの時間がかかりすぎることは望ましくない。</u>
	懲戒処分等の通告	○ <u>生徒・保護者に対して、学校が認定した事実関係や処分決定理由について十分説明する。</u> ○ <u>生徒・保護者の意見・弁明を表明する機会を十分に用意する。</u> ○生徒・保護者に対して、校長が処分内容を通告する。 ○必要であれば、再度、職員会議等で審議し、校長が最終決定する。 ○懲戒処分としての退学を通告する際は、文書によって通知する。
	懲戒処分期間中の指導	○あらかじめ立案した計画に従って指導する。 ○保護者と連携して、効果的な指導を工夫する。 ○必要に応じて登校指導などを行う。
処分後の対応	懲戒処分の解除	○教職員全体で十分な討議をし、校長が決定する。 ○生徒・保護者に対して校長が通告する。
	退学後の支援	○ <u>進路について、具体的なアドバイスや支援を行う。</u> ○ <u>追指導をきめ細かに継続的に行う。</u>
	懲戒処分解除後の指導	○就職、進学等の進路目標などを持たせる。 ○解除後も継続的な教育相談を行う。 ○学習など学校生活に意欲的に取り組むよう、多くの教員が声をかけるなど、指導の充実を図る。